

北海道檜山合同庁舎売店
出店者公募要項

令和6年4月
北海道檜山振興局総務課

北海道檜山合同庁舎売店出店者公募要項

目 次

第1	公募の内容		
1	出店場所	-----	1
2	出店条件	-----	1
第2	行政財産等の使用許可		
1	行政財産使用許可	-----	1
2	使用料及び加算料金	-----	1～2
3	使用条件	-----	2
4	行政財産使用許可の取り消し又は変更	-----	2～3
5	原状回復	-----	3
6	損害賠償	-----	3
7	許可の取り消しによる損失の取扱い	-----	3
8	店舗設置準備等	-----	3
9	その他	-----	3
第3	応募の手続き		
1	スケジュール	-----	3
2	応募の資格	-----	4
3	応募申請書類の提出	-----	4～5
4	現地説明会及び質問の受付	-----	5
5	企画提案書類の提出	-----	5
6	応募申請書類及び企画提案書類の要件及び取扱い	-----	5～6
7	受付期間の留意事項	-----	6
第4	審査方法及び選定		
1	プロポーザル審査会の設置	-----	6
2	審査及び選定の方法	-----	6～7
3	選定対象からの除外	-----	7
第5	その他		
1	その他	-----	7
2	問い合わせ先	-----	7
3	設備一覧表	-----	8
4	供与物品一覧表	-----	8

- | | |
|------|--------------|
| ・様式1 | プロポーザル応募申請書 |
| ・様式2 | 概要書 |
| ・様式3 | 誓約書 |
| ・様式4 | 企画提案書 |
| ・様式5 | 応募申請書記載事項変更届 |
| ・様式6 | 企画提案辞退届 |
| ・様式7 | 現地説明会申込書 |
| ・様式8 | 質問書 |

職員及び施設を利用する者の福利厚生施設として、北海道檜山合同庁舎に設置している売店について、職員等へのサービス向上、環境への配慮及び北海道が取り組んでいる地産地消への協力等に十分な理解を示し、売店経営に関する豊富な知識と実行力等を有する出店者を以下のとおり公募します。

第1 公募の内容

1 出店場所

- (1) 名称 北海道檜山合同庁舎売店
- (2) 所在 檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道檜山合同庁舎1階
- (3) 占有面積 78㎡(売店62.75㎡、倉庫15.25㎡)【応相談】

2 出店条件

- (1) 出店期間
令和6年(2024年)6月1日から令和7年(2025年)3月31日まで
※ 出店開始は、応募申請書提出の時期によって異なります。
※ 最長5年間(令和10年(2028年)3月31日まで)の継続が可能です。(条件あり)
- (2) 営業時間等【応相談】
 - ア 裁量営業時間
開庁日(※)の午前8時から午後6時までの最長10時間
※ 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く日
 - イ 予定営業時間
開庁日の午前11時から午後2時まで
- (3) 販売及び取次品目【応相談】
 - ア 販売品目
予定品目：北海道収入証紙、収入印紙、飲物、食物
一 例：切手、ティッシュペーパー、文房具類、茶葉ほか
 - イ 取次品目
一 例：クリーニング

第2 行政財産等の使用許可

1 行政財産使用許可

- (1) 覚書
出店者と北海道檜山振興局長(以下「振興局長」という。)との間で、福利厚生施設(売店)の設置、管理及び運営を定める覚書を交わします。
- (2) 出店するに当たり、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第238条の4第4項及び北海道財務規則(昭和45年4月1日北海道規則第30号)第205条の17の規定に基づき、北海道知事(以下「知事」という。)から行政財産使用許可を受けなければなりません。
- (3) 使用を許可する期間は、令和6年(2024年)6月1日から令和7年(2025年)3月31日までです(開始時期は、応募申請書の提出時期によって異なります。)。ただし、運営状況等から、引き続き出店することが適当であると認められる場合は、毎年度、許可を受けることにより、最長5年間継続できます。
- (4) 店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含まれます。

2 使用料及び加算料金

- 使用料及び加算料金等については、北海道行政財産使用料条例(昭和39年条例第29号)及び関係規則等に定める算定方式により毎年度算定し、出店者に請求します。
- (1) 行政財産使用料(以下「使用料」という。)
いわゆる「家賃」に相当するものです。

営業環境等によっては、使用料の一部を減額又は免除することができることから、想定する収支計画等に基づき、応募者が負担可能な割合 (免除又は50%以上) とその理由を提案してください。

(2) 加算料金

いわゆる「光熱費」に相当するもので、減額することはできません。

ア 使用許可期間中に店舗で使用した光熱水費のうち、計量器（子メーター）により使用実績が判明する電気料、水道料、ガス料の実費相当分を負担していただきます。

イ 建物の維持管理費（暖房料及び警備料等）は、面積按分等により算出した額を負担していただきます。

ウ 電話回線を使用する場合には、北海道檜山振興局設置の回線数按分等により算出した額を負担していただきます。

(3) その他

ア 使用料は原則として前納とし、北海道（歳入徴収者）の発行する納入通知書により、指定の期日までに納入しなければなりません。

イ 加算料金は毎月、北海道（歳入徴収者）からの請求により、指定の期日までに納入しなければなりません。

ウ 北海道（以下「道」という。）は、経済情勢の変動、道有財産関係法令の改廃その他の事情により、特に必要と認める場合には、使用料等を改定することがあります。この場合において、出店者は改定された使用料等を支払わなければなりません。

3 使用条件

(1) 供与物品

「設備一覧表」及び「供与物品一覧表」を参照してください。

(2) 使用の制限

ア 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければなりません。

イ アの規定による維持保全のための通常必要とする修繕費その他の経費は、道の負担とします。ただし、出店者の故意、過失等による破損に係る修繕費は、出店者の負担とします。

ウ 使用許可物件について、出店者が修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面により振興局長経由で知事の承認を得なければなりません。

エ 出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできません。

オ 出店者が設置した設備等については、出店者が自らの責任と負担において、維持保全を行うこととします。

カ 振興局長は、使用許可物件について、随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し、指示することができます。

(3) 防災上の配慮

出店者決定後、設備工事等を行う場合は、振興局長と協議を行う必要があります。

(4) 廃棄物等の処理

売店内で発生した廃棄物等は出店者において適切に処理することとし、その処理にかかる費用は出店者の負担となります。

(5) 売店内の清掃

売店内の清掃は、出店者自らが行うこととします。

4 行政財産使用許可の取り消し又は変更

知事は、出店者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができます。

(1) 出店者が行政財産の許可の条件に違反したとき。

(2) 出店者が第3の2に定める応募資格を失ったとき。

(3) 出店者が第2の3(2)に定める使用の制限に違反したとき。

(4) 北海道檜山振興局において公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき。

5 原状回復

- (1) 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、振興局長の指定する期日までに、使用許可物件を原状回復して返還しなければなりません。ただし、振興局長が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、振興局長は出店者の負担においてこれを行うことができます。

6 損害賠償

- (1) 出店者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、振興局長が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (3) 出店者は、使用許可物件の使用に当たり、道又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任で賠償をしなければなりません。

7 許可の取り消しによる損失の取扱い

- (1) 第2の4の規定により使用許可が取り消された場合において、その取消しにより出店者に損失が生じて、道はその損失を補償しません。
- (2) 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に係る改良のための有益費その他の価格が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行うことができないものとします。

8 店舗設置準備等

- (1) 出店者は、出店に当たり、提案した事業計画に基づき、自らの責任と負担において、必要な売店設置の準備を行うこととします。
- (2) 設置準備については、開始前に、振興局長と準備に関する協議を行った上、振興局長の承諾を得ることとします。振興局長は、準備終了後、履行の確認の検査を行います。

9 その他

- (1) 酒類の提供はできません。
- (2) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。
- (3) 使用許可条件については、本要項に定めるもののほか、道の関係条例及び規則等に定めるところによります。

第3 応募の手続

1 スケジュール

令和6年(2024年)4月2日(火) ～令和6年(2024年)9月30日(月)	公募要項の掲載及び応募申請書類の受付
応募申請書提出～1週間以内	応募資格に関する審査結果通知書発行
応募資格審査結果通知書発行～2週間後	企画提案書類の提出
企画提案書類提出～2週間後	出店者の選定・決定通知
出店者の選定～2週間後	行政財産使用許可申請
行政財産使用許可～1ヶ月後	店舗設置準備開始及び開店

※ 応募があった場合には、10日程度の猶予期間を設けた後、応募申請受付を打ち切ります。

2 応募の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこ

- と。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を除外されている者でないこと。
 - (3) 道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと又は当該指名の停止を受けた者であっても、既に停止の期間を経過していること。
 - (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
 - (6) 道税を滞納している者でないこと。
 - (7) 過去3年間に食品衛生法、薬事法等関係法令に係る行政処分を受けていないこと。
 - (8) 個人又は代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - (9) 破産手続開始の決定を受けた個人、法人又は清算法人でないこと。
 - (10) 応募団体の役員又は個人が禁錮以上の刑に処されていた場合、その刑の執行を終えている者であること。
 - (11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。
 - (12) 檜山合同庁舎内に設置する売店の基本的な考え方及び使用許可の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
 - (13) 低廉でその品質に優れている商品の販売能力と実績を有していること。
 - (14) 法人の場合は、道内に本店、支店又は営業所を有していること。
個人の場合は、道内に在住していること。ただし、有事の場合など、檜山振興局長の要請があった際には、速やかに対応可能であること。

3 応募申請書類の提出

(1) 提出書類及び提出部数

ア 提出書類

- ① 応募申請書(様式1)
- ② 概要書(様式2)
- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 会社法(平成17年法律第85号)第2条に規定する会社については、商業登記簿謄本
- ⑤ ④以外の法人については、法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)
- ⑥ 定款(最新のもの)
- ⑦ 直近2年間の収支決算書(個人の場合は、所得税青色申告決算書の写し)
- ⑧ 道税の納税証明書(直近のもの)
- ⑨ 既存店舗で取得した各種営業許可証明書

イ 提出部数 各1部

※上記、④、⑤、⑥、⑧は、3ヶ月以内に発行された「原本」を提出してください。

ウ 振興局長が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

(2) 受付期間

令和6年(2024年)4月2日(火)から同年9月30日(月)まで

(3) 受付場所

住 所：〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道檜山振興局総務課職員・財産係

電話番号：0139-52-6452

FAX番号：0139-52-5384

(4) 留意事項

ア 応募申請書類の提出方法は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)とします。

イ 申請は、応募者である団体等の代表者又は代表者から権限の委任を受けた当該団体の職員等が行うものとします。

ウ 応募者は提出した関係書類について、書換え、引替え又は撤回をすることはできません。ただし、応募資格を失ったとき、その他申請書類の記載事実（事務所の所在地等）に変更があったときは、「応募申請書記載事項変更届」（様式5）により届け出てください。

4 現地説明会及び質問の受付

(1) 現地説明会の開催

決まった日程での現地説明会は行いませんので、開催を希望する場合は、「現地説明会申込書」（様式7）に必要事項を記載の上、希望する日時の3開庁日前までに、持参、郵送又はFAXにより受付場所に申し込んでください。ただし、現地説明会の受付及び説明は、開庁日（開庁時間）に行うとともに、希望する日時とならない場合があります。

なお、申込期限は、令和6年（2024年）9月13日（金）までとします。

(2) 公募要項等に関する質問書の受付

公募要項等に関する質問等がある場合は、別紙「質問書」（様式8）に質問事項を記載の上、持参、郵送又はFAXにより受付場所に提出してください。

なお、受付期間は、令和6年（2024年）9月20日（金）までとします。

また、提出された質問書に対する回答を取りまとめ、全ての応募者に回答します。

5 企画提案書類の提出

(1) 提出書類及び提出部数

ア 提出書類

企画提案書（様式4）

イ 提出部数 各1部

ウ 振興局長が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

(2) 受付期間

応募資格審査結果通知書の発行～2週間後

※ 応募申請書類の受付後、1週間以内に第4の2（1）の審査を行い、応募資格審査結果通知書を発行します。

企画提案書類の受付を開始する日は、審査結果通知の時期によって異なります。

(3) 受付場所

住 所：〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道檜山振興局総務課職員・財産係

電話番号：0139-52-6452

FAX番号：0139-52-5384

(4) 留意事項

ア 企画提案書類の提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。

イ 申請は、応募者である団体等の代表者又は代表者から権限の委任を受けた当該団体の職員等が行うものとします。

ウ 提案内容の変更等は、上記の受付期間内に限り行うことができます。

エ 上記書類のほか、振興局長が必要とする書類の提出を求める事があります。

オ 企画提案書類を提出した後に辞退する場合は「企画提案辞退届」（様式6）を提出してください。

6 応募申請書類及び企画提案書類の要件及び取扱い

(1) 応募申請書類及び企画提案書類の要件

応募申請書類及び企画提案書類（以下「申請書類等」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。

ア 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

ウ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

- エ 虚偽の内容が記載されていないこと。
- (2) 申請書類等の取扱い
- ア 申請書類等に記載された個人情報、出店者の選定、審査その他出店手続きを実施する目的以外に使用することはありません。
- イ 提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。
- ウ 振興局長が提示する公募要項等の著作権は北海道檜山振興局に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権は、応募者に帰属します。
- エ 振興局長は、出店手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、申請書類等を複製することができるものとします。
- オ 選定手続の経過及び選定結果の公表のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、申請書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- カ 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとします。

7 受付期間の留意事項

- (1) 申請書類等を持参する場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までの受付とします。
- (2) 郵送による場合は、受付期間最終日の午後5時までに必着とします。

第4 審査方法及び選定

1 プロポーザル審査会の設置

檜山振興局福利厚生委員会において設置する「檜山合同庁舎福利厚生施設運営業務公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）が、応募者の申請書類等を審査の上、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定します。

2 審査及び選定の方法

- (1) 応募資格等の審査（申請の形式的要件に係る審査）
全ての応募者を対象として、第3の2「応募の資格」及び第3の6（1）「応募申請書類及び企画提案書類の要件」に適合しているかどうかについて、北海道檜山振興局総務課において審査を行い、その結果を応募者全員に通知します。
※資格要件に適合しないと判断された場合は、企画提案を行うことができません。
- (2) 応募資格等の審査（申請の形式的要件に係る審査）
全ての応募者を対象とした、第3の2「応募の資格」に基づく審査
- (3) 企画提案書類の審査（審査会による審査）
- ア 提出された企画提案書についてはヒアリング（プレゼンテーション）を実施することとし、日時及び場所については別途通知します。
- イ 各審査委員は、資格要件に適合する応募者の企画提案を審査し、得点が最も高い応募者を選定します。
- ウ 審査会は、各審査委員から最も多く選定された応募者を出店者として選定します。
- エ 上記の方法で選定できない場合は、審査会で妥当性を検討し、総合的な観点から選定します。
- (4) 選定時期及び審査結果の通知
- ア 選定は、企画提案書類提出から2週間後を予定しています。
- イ 審査結果は、応募者全員に文書で通知します。
なお、他の者に係る審査結果又は審査内容に関する問い合わせには応じません。
- (5) 出店選定者の公表
公表は、審査結果の通知後、北海道檜山振興局総務課のホームページで行います。

3 選定対象からの除外

応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、若しくは選定を取り消す場合があります。

- (1) 檜山振興局福利厚生委員会において設置したプロポーザル審査会の委員又は選定手続き業務に従事する道職員若しくは関係者に対し、本件申請について不正に接触する行為その他公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合。
- (2) 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合。
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (4) その他の選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合。
- (5) 応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- (6) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合。
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと道が認めた場合。

第5 その他

1 その他

応募、提案、使用許可等の手続に関し、応募者が要する費用は各応募者の負担とします。

2 問い合わせ先

住 所：〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道檜山振興局総務課職員・財産係
電話番号：0139-52-6452 FAX番号：0139-52-5384

3 設備一覧表

建 築	床 : プラスチックタイル 壁 : 石膏ボード 天井 : 石膏ボード
電 気	照明設備 (蛍光灯) あり 壁コンセント (100V) あり ※既存設備以外に工事を行う場合は、設置する電気機器の使用電圧、容量などの提示が必要
機 械	空調設備 : 庁舎内暖房あり 衛生設備 : 洗面所、トイレは共用 ガ ス : 供給あり

4 供与物品一覧表

品 名	規 格	数量	管理番号
陳列台 (基本型)	タテヤマ CVWT44C	2	010103(034031) ~(034032)
陳列台 (基本型)	タテヤマ CVHT-46B	3	010103(034028) ~(034030)
陳列台 (増設型)	タテヤマ CVHT-46B	4	010103(034023) ~(034026)
陳列台 (増設型)	タテヤマ CVHT-36B	5	010103(034017) ~(034021)
カウンター	タテヤマ TN-150A オフホワイト	1	010103(034027)
レジ台	タテヤマ TN-60R オフホワイト	1	010103(034022)
ハイカウンター	ライオン LXC-A1890N	1	010103(034034)
オープンレンジ	ナショナル NE-N300-HB	1	010104(034010)
冷蔵ショーケース	ホシザキ電気 SSB-70C2	2	010104(240005) ~(240006)
冷蔵ショーケース	松下NS-RR421TYWC	1	010104(130005)
電子レジスタ	シャープ ER-A310S	1	010203(034001)